

工事計画（変更）届出書

年 月 日

（宛先）

大田区長

届出者 住所

（特定整備主） 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名）

電話番号

大田区福祉のまちづくり整備要綱に基づき対象施設の工事計画について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地	（住居表示）大田区 （地番）大田区		
2 名称			
3 主要用途			
4 工事種別	新築・増築・改築・大規模修繕・大規模模様替え・用途変更		
5 規模等	届出部分	届出以外部分	合計
延べ面積（戸数 戸） （造・地上 階・地下 階）	m ²	m ²	m ²
内訳 用途（ ）	m ²	m ²	m ²
用途（ ）	m ²	m ²	m ²
用途（ ）	m ²	m ²	m ²
用途（ ）	m ²	m ²	m ²
用途（ ）	m ²	m ²	m ²
6 工事着手予定 年 月 日	7 工事完了予定 年 月 日		
8 建築確認申請予定 年 月 日	9 整備基準適合証の請求予定 有・無 アクセシブル認定証の請求予定* 有・無		
10 代理者 連絡先	担当者 電話番号		
	所在地及び名称		

* 共同住宅・床面積2,000m²以上は、交付対象外です。

【注意】本届出書には、要綱第7条第1項に掲げる対象施設整備項目表（別記第2号様式、別記第2号の2様式又は別記第2号の3様式）及び図面を提出してください。

対象施設整備項目表（公共的な建築物用）

1 所在地	
2 名称	

【記入方法】チェック欄に、適合する場合は○、不適合の場合は空欄、該当しない場合は斜線を記入してください。

緩和措置により適合する場合は、チェック欄を空欄とし、緩和措置の数字に○をつけてください。

やむを得ない理由により不適合となる場合は、該当する整備内容の余白に理由を記入してください。

【注意】整備内容については、適合させることが原則です。理由の記入より、不適合を適合と判断するものではありません。不適合となる項目によっては、理由書の提出を求める場合があります。

1 対象施設の整備基準

		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの（移動等円滑化経路等を含む）⇒読み替えあり（※1） （視）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの		
整備項目	適合	アクセス	整備内容	緩和措置
廊下等			1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
			2 （視）階段又は傾斜路の上端に接近する部分に点状ブロック等（※6）を敷設	1
階段		—	1 段がある部分に、手すりの設置	
		—	2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		—	3 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		—	4 段鼻の突出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		—	5 （視）段の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等（※6）を敷設	2
		—	6 主たる階段は回り階段でないこと	3
		—	7 階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
		—	① 踊場に、手すりの設置	4
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（屋内）			1 勾配1/12を超え又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置（※13）	
			2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
			3 前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
			4 （視）傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等（※6）を敷設	5
便所（※2）			1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
			2 便所のうち1以上（男女別の場合はそれぞれ）は次に掲げるもの	
			① 車椅子使用者用便房（※7）を1以上設置	
			② 水洗器具（オストメイト対応）が設置されている便房を1以上設置	
			③ ベビーチェア等を設けた便房を1以上設置、便房及び便所の出入口にその旨表示	
			④ ベビーベッド等を設置（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く）、便所の出入口にその旨表示	
浴室等（※3）		—	1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		—	2 次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置（男女別の場合はそれぞれ）	
		—	① 浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置	
		—	② 車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保	
		—	③ 出入口の幅（開放時有効）85cm以上	
宿泊施設の客室		—	1 宿泊施設で客室の総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を1以上設置	
		—	2 車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの	6
		—	① 便所内に車椅子使用者用便房（※7）を設置	
		—	② 車椅子使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口の幅（開放時有効）80cm以上	
		—	③ 戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		—	3 車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	7
		—	① 車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の構造（※8）	
		—	② 出入口の幅（開放時有効）80cm以上	
観覧席・客席（※4）		—	1 観覧席、客席を設ける場合は、次に定める構造とする	
		—	① 車椅子使用者のための観覧席、客席を出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に1以上設置	
		—	② 集団補聴設備等、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設置	
敷地内の通路（屋外）			1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
			2 段がある部分は次に掲げるもの	
			① 手すりの設置	
			② 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
			③ 段鼻の突出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
			3 傾斜路は次に掲げるもの	
駐車場（※5）			① 勾配1/12を超え又は高さ16cmを超えかつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置	
			② 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
			1 次に掲げる車椅子使用者用駐車施設を1以上設置	
			① 幅 350cm以上	
		② 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置		
		2 車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置		

標識		1	移動等円滑化措置済みE.Vその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※9)を設置	
案内設備		1	建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置(案内設備を設ける場合を除く)【案内所の有無: あり・なし】	
		①	移動等円滑化の措置済みE.Vその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	8
		②	移動等円滑化の措置済みE.Vその他の昇降機、便所の配置を点字等(※10)で視覚障害者に示す設備の設置	
案内設備までの経路		1	(視)道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の1以上→次の視覚障害者移動等円滑化経路	9
		①	線状ブロック等(※11)、点状ブロック等(※6)を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	10
		②	車路に接近する部分に点状ブロック等(※6)を敷設	
		③	段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設	11
公共的通路		1	建築物外部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	
		①	通路の有効幅200cm以上とし、通行に支障のない高さ空間を確保	
		②	通路面 段差の禁止	12
		③	通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ	
		④	敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	13
		⑤	段を設ける場合は、基準に定める構造(※12)とする	
		2	建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	
		①	通路の有効幅200cm以上とし、当該部分の天井の高さ250cm以上とする	
		②	通路の床 段差の禁止	14
		③	通路の床 粗面又は滑りにくい仕上げ	
	④	道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設		
	⑤	段を設ける場合は、基準に定める構造(※12)とする		

2 移動等円滑化経路等に追加される整備基準

【移動等円滑化経路】①道等から利用居室 ②利用居室(利用居室がない場合は、道等)から車椅子使用者用便所
③車椅子使用者用駐車施設から利用居室(利用居室がない場合は、道等) ④共用歩廊

		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等に追加される基準)⇒読み替えあり(※1) (視)不特定かつ多数の者が利用し、又は視覚障害者が利用するもの		
整備項目	適合	アクセス	整備内容	緩和措置
移動等円滑化経路等		1	移動等円滑化経路等上には、階段又は段を設けない ⇒傾斜路、E.Vその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない	
出入口		1	幅(開放時有効)85cm以上(直接地上に通ずる出入口・E.Vの籠・昇降機の出入口を除く)	
		2	直接地上に通ずる出入口の幅(開放時有効)100cm以上(※14)	
		3	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等		1	幅140cm以上(※15)	
		2	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		3	(視)階段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設	15
階段に代わり又はこれに併設する傾斜路(屋内)		1	幅140cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	
		2	勾配1/12以下	
		3	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
		4	手すりの設置	
		5	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
		6	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
エレベーター及びその乗降ロビー		1	利用居室、車椅子使用者用便所、車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること	
		2	籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効) □床面積5,000㎡以下80cm以上 □床面積5,000㎡超90cm以上	
		3	籠の奥行き 135cm以上	
		4	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
		5	籠及び乗降ロビーに車椅子使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置(1m程度)	
		6	籠内に、停止する予定の階、籠の現在位置を表示する装置の設置	
		7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
		8	籠内には、吹鳴機能を持つ警報装置等の設置	
		9	籠及び昇降路の戸には、籠内が確認できるガラス窓の設置	16
		10	(視)籠内に、到着する階、籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	17
		11	(視)籠・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※10)視覚障害者が円滑に操作可能な構造	17
		12	(視)籠又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	17
特殊な構造又は使用形態の昇降機		1	エレベーターにあっては次に掲げるもの	
		①	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	
		②	籠の幅70cm以上かつ奥行き120cm以上	
		③	車椅子使用者が籠内で方向転換の必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること	
	2	エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの		
敷地内の通路(屋外)		1	幅140cm以上	
		2	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		3	傾斜路は次に掲げるもの	
		①	幅140cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)(※15)	
		②	勾配1/20以下	
		③	手すりの設置	
		④	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
		⑤	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
	4	敷地内通路と道路端部との間には車椅子使用者等の通行の支障となる段差なし(5mm以下)		
	5	□L型側溝⇒2cm以下に切り下げ □縁石等⇒2cm以下の段差		

《注意》

- 1 整備内容欄のうち※は、【備考】を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、【緩和措置】を参照してください。
- 2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、適合欄に○を記入してください。

【備考】

- ※1 読み替え規定により、多数の者が利用する建築物について「多数の者が利用する（移動等円滑化経路等を含む）」となる
- ※2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
- ※3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
- ※4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席、客席を設ける場合
- ※5 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
- ※6 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいくことで容易に識別可能なもの
- ※7 腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便所
- ※8 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている構造
- ※9 高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの（JIS Z8210に適合するもの）
- ※10 ①文字等の浮き彫り、②音による案内、③点字及び①又は②類するもの
- ※11 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいくことで容易に識別可能なもの
- ※12 ①踊場を含め、両側に手すりの設置、②踏面の端部とその周辺との色の明度、色相又は彩度の差が大きいくことで段を容易に識別可能、③つまづきの原因となるものを設けない構造、④段の上下端に近接する通路部分及び段の上下端に近接する踊場（250cm以下の直進のものを除く）部分に点状ブロック等を敷設、⑤回り階段でないこと（空間確保が困難な場合を除く）、⑥けあげ18cm以下、踏面26cm以上とし、それぞれ一定とする、⑦幅120cm以上（手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす）
- ※13 国際シンボルマークの交付基準は、勾配1/12以下とする
- ※14 アクセシブルの交付基準は、敷地等の状況により構造上やむを得ない場合は85cm以上とすることができる
- ※15 アクセシブルの交付基準は、敷地等の状況により構造上やむを得ない場合は130cm以上とすることができる

【緩和措置】

- 1 ①勾配1/20以下の傾斜、②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜、③自動車駐車施設内
- 2 ①自動車駐車施設内、②段がある部分と連続して手すりを設ける場合
- 3 主として高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路等を構成するエレベーター及び乗降ロビー（本様式第2面「エレベーター及びその昇降ロビー」の項目1～7及び10～12（別表第1の6の項〔1〕～〔8〕）に適合するもの）を併設の場合は適用外、ただし、建築基準法施行令第25条に階段の手すりの設置規定あり
- 4 1 ①、②、③に該当する場合、踊場に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合
- 5 同一階に不特定かつ多数の者が利用する便所（男女別の場合はそれぞれ）が1以上ある場合
- 6 同一建築物内に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（男女別の場合はそれぞれ）が1以上ある場合
- 7 移動等円滑化措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合を除く
- 8 2 ①に該当する場合、当該建築物を管理する者等が常駐する案内所から出入口が容易に視認可能で、かつ、道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
- 9 進行方向を変更する必要がない風除室内
- 10 1 ①、②に該当する場合、段若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等
- 11 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、次に掲げる傾斜路を設けている場合
- 12 ①手すりの設置、②前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいくことでその存在を容易に認識可能、③幅は、段に代わるものは140cm以上、段に併設するものは90cm以上、④勾配1/20以下、⑤高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置、⑥両側に側壁又は立ち上がりの設置、⑦傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置
- 13 道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合の当該歩道状空地
- 14 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、次に掲げる傾斜路を設けている場合
- 15 ①手すりの設置、②前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいくことでその存在を容易に認識可能、③傾斜の上端に近接する通路及び踊場に点状ブロック等を敷設（勾配1/20未満の傾斜、高さ16cmを超えない傾斜、直進で長さ250cm以下の踊場を除く）、④幅は、段に代わるものは140cm以上、段に併設するものは90cm以上、⑤勾配1/12以下、⑥高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置、⑦両側に側壁又は立ち上がりの設置、⑧傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置
- 16 ①自動車駐車施設内、②点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障をきたす場合
- 17 乗降ロビー及び籠内に、籠内の映像を表示する装置等を設ける場合
- 18 自動車駐車施設内に設けるもの

対象施設整備項目表（共同住宅等用）床面積2,000㎡未満

1 所在地	
2 名称	

【記入方法】チェック欄に、適合する場合は○、不適合の場合は空欄、該当しない場合は斜線を記入してください。
緩和措置により適合する場合は、チェック欄を空欄とし、緩和措置の数字に○をつけてください。

【注意】やむを得ない理由により不適合となる場合は、該当する整備内容の余白に理由を記入してください。
整備内容については、適合させることが原則です。理由の記入より、不適合を適合と判断するものではありません。
不適合となる項目によっては、理由書の提出を求める場合があります。

1 対象施設の整備基準（特定経路等を含む）

整備項目	適合	アクセス	整備内容	緩和措置
廊下等			1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
階段		—	1 段がある部分に、手すりの設置	
		—	2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		—	3 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		—	4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		—	5 主たる階段は回り階段でないこと	1
		—	6 階段の1以上は、次に掲げるもの	
		—	① 踊場に手すりの設置	2
	—	② けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする	2	
	—	③ 階段の幅 120cm以上（手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす）	2	
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（屋内）			1 勾配1/12を超え又は高さ16cmを超える傾斜路がある部分に手すりの設置（※1）	
			2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
			3 前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
敷地内の通路（屋外）			1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
			2 段がある部分は次に掲げるもの	
			① 手すりの設置	
			② 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
			③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
			3 傾斜路は次に掲げるもの	
			① 勾配1/12を超え又は高さ16cmを超え、かつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置（※1）	
			② 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	

2 特定経路等に追加される整備基準

【特定経路】①道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある場合は地上階の住戸に限る）までの経路のうち1以上

②道等から利用居室までの経路のうち1以上

整備項目	適合	アクセス	整備内容	緩和措置
特定経路			1 特定経路等上には、階段又は段を設けない ⇒傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない	
出入口			1 幅（開放時有効）80cm以上	
			2 戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
			3 オートロックの開閉装置設置する場合は、操作盤等を車椅子使用者が利用できる高さ（1m程度）に設置	
廊下等			1 幅 120cm以上（※2）	
			2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	
			3 戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（屋内）			1 幅 120cm以上（※2）（階段に併設する場合は90cm以上）	
			2 勾配1/12以下（高さ16cm以下の場合は、1/8以下）（※1）	
			3 高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
			4 両側に側壁又は立上りの設置	
			5 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
エレベーター及びその乗降ロビー			1 各住戸、車椅子使用者用便所、車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること	
			2 籠、昇降路の出入口の幅（開放有効時）80cm以上	
			3 籠の奥行き 115cm以上	
			4 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き150cm以上	
			5 籠及び乗降ロビーに、車椅子使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置（1m程度）	
			6 籠内に、停止予定階、籠の現在位置を表示する装置の設置	
			7 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
			8 籠内には、吹鳴機能を持つ警報装置等の設置	
			9 籠及び昇降機の戸には、籠内が確認できるガラス窓の設置	3

敷地内の通路 (屋外)		1	幅 120cm以上(※2)	
		2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	
		3	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		4	傾斜路は次に掲げるもの	
		①	幅 120cm以上(※2) (階段に併設する場合は90cm以上)	
		②	勾配 1/12以下(高さ16cm以下の場合は、1/8以下) (※1)	
		③	両側に側壁又は立上りの設置	
		④	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
		⑤	高さが75cmを超える場合で勾配1/20を超えるものは75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
		5	敷地内通路と道路端部との間には車椅子使用者等の通行に支障となる段差なし(5mm以下)	
	6	□L型側溝⇒2cm以下に切り下げ □縁石等⇒2cm以下の段差		

《注意》

- 1 整備内容欄のうち※は、【備考】を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、【緩和措置】を参照してください。
- 2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、適合欄に○を記入してください。

【備考】

- ※1 国際シンボルマークの交付基準は、勾配1/12以下とする
- ※2 アクセシブルの交付基準は、敷地等の状況により構造上やむを得ない場合は130cm以上とする

【緩和措置】

- 1 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
- 2 主として高齢者、障害者等が利用する階段を除き、特定経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー(本様式第1面「エレベーター及びその昇降ロビー」の項目1～7(別表第2の6の項〔1〕～〔7〕)に適合するもの)を併設の場合は適用外
- 3 乗降ロビー及び籠内に、籠内の映像を表示する装置等を設ける場合

対象施設整備項目表（共同住宅用）床面積2,000㎡以上

1 所在地	
2 名称	

【記入方法】チェック欄に、適合する場合は○、不適合の場合は空欄、該当しない場合は斜線を記入してください。
緩和措置により適合する場合は、チェック欄を空欄とし、緩和措置の数字に○をつけてください。

【注意】やむを得ない理由により不適合となる場合は、該当する整備内容の余白に理由を記入してください。
整備内容については、適合させることが原則です。理由の記入より、不適合を適合と判断するものではありません。
不適合となる項目によっては、理由書の提出を求める場合があります。
共同住宅・床面積2,000㎡以上は、アクセシブル認定証及び国際シンボルマークの交付対象外です。

1 対象施設の整備基準（特定経路等を含む）

整備項目	適合	整備内容	緩和措置
出入口	1	屋外へ通ずる出入口は、次に掲げるもの（特定経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く、1以上）	
	①	幅（開放有効時）85cm以上	
	②	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	2	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等（※4）を敷設	
階段	1	踊場を含め、手すりの設置	
	2	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	3	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
	4	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
	5	段の上下端に近接する踊場の部分に点状ブロック等（※4）を敷設	1
	6	主たる階段は回り階段でないこと	2
	7	階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
	①	踊場を含め、両側に手すりの設置	3
②	けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする	3	
③	階段の幅 120cm以上（手すりの幅は10cmを限度としていないものとみなす）	3	
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（屋内）	1	手すりの設置	
	2	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	3	前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
便所（※1）	1	床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	2	便所のうち1以上（男女別の場合はそれぞれ）は、次に掲げるもの	
	①	便所のうち1以上（男女別の場合はそれぞれ）に車椅子使用者用便房（※5）を1以上設置	
	②	水洗器具（オストメイト対応設備）が設置されている便房を1以上設置	
	3	次に掲げる便所（車椅子使用者用便房を除く）を1以上設置（男女別の場合はそれぞれ）	
	①	床面には段差を設けない	
	②	大便器は、1以上を腰掛式	
	③	腰掛式とした大便器に手すりの設置（1以上）	
4	小便を設ける場合は、床置き式（壁掛式は、受け口の高さ35cm以下）で手すりを設置（1以上）		
浴室等（※2）	1	床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	2	次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上（男女別の場合はそれぞれ）設置	
	①	浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置	
	②	車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保	
	③	出入口の幅（開放時有効）85cm以上	
④	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
敷地内の通路（屋外）	1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	2	段がある部分は次に掲げるもの	
	①	手すりの設置	
	②	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
	③	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
	④	段がある部分の上下端に点状ブロック等（※4）を敷設	4
	3	傾斜路は次に掲げるもの	
①	手すりの設置		
②	前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に認識可能		
駐車場（※3）	1	車椅子使用者用駐車施設を1以上設置	
	①	幅 350cm以上	
	②	車椅子用駐車施設から利用居室等（利用居室等の設置がない場合は道等）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置	
2	車椅子使用者用駐車施設又はその付近に利用居室等（利用居室等の設置がない場合は道等）までの経路についての誘導表示を設置		
標識	1	移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識（※6）を設置	
案内設備	1	建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置（案内所を設ける場合を除く）【案内所の有無：あり・なし】	
	①	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	5
	②	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所の配置を点字等（※7）で視覚障害者に示す設備の設置	
案内設備までの経路	1	（視）道等から案内設備（案内所がある場合は案内所）までの経路の1以上 → 次の視覚障害者移動等円滑化経路	6
	①	線状ブロック等（※11）、点状ブロック等（※4）を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	7
	②	車路に接近する部分に点状ブロック等（※4）を敷設	
	③	段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等（※4）を敷設	8

整備項目	適合	整備内容	緩和措置
公共的通路	1	建築物外部の公共的通路に係る構造は次のもの（1以上）	
	①	通路の有効幅200cm以上とし、通行に支障のない高さ空間を確保	
	②	通路面 段差の禁止	9
	③	通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ	
	④	敷地外の道路又は公共的通路等を連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	10
	⑤	階段を設ける場合は、基準に定める構造（※8）とする	
	2	建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの（1以上）	
	①	通路の有効幅200cm以上とし、当該部分の天井の高さ250cm以上とする	
	②	通路の床 段差の禁止	11
	③	通路の床 粗面又は滑りにくい仕上げ	
④	道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設		
⑤	階段を設ける場合は、基準に定める構造（※8）とする		

2 特定経路等に追加される整備基準

【特定経路】①道等から各住戸までの経路のうち1以上 ②各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上

整備項目	適合	整備内容	緩和措置
特定経路	1	特定経路等上には、階段又は段を設けない ⇒傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない	
出入口	1	幅（開放時有効）85cm以上（特定経路等上の直接地上に通ずる出入口、EVの籠及びEVの昇降路の出入口を除く）	12
	2	直接地上に通ずる出入口の幅（開放時有効）100cm以上	13
	3	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	4	オートロックの開閉装置を設置する場合は、操作盤等を車椅子使用者が利用できる高さ（1m程度）に設置	
廊下等	1	幅 140cm以上	14
	2	構造上やむを得ず幅120cm以上とした場合は50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	
段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（屋内）	1	幅 120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）	
	2	勾配 1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）	
	3	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
	4	両側に側壁又は立上りの設置	
	5	始点と終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
エレベーター及びその乗降ロビー	1	多数の者が利用する階に停止すること	
	2	籠・昇降路の出入口の幅（開放時有効）80cm以上	
	3	籠の奥行き 135cm以上	15
	4	籠の幅 140cm以上	15
	5	車椅子の転回に支障のない構造	15
	6	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
	7	付近に階段等を設ける場合は、乗降ロビーに転落防止策を講ずる	
	8	籠及び乗降ロビーに、車椅子使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置（1m程度）	
	9	籠及び乗降ロビーの制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置等）は、点字等（※7）視覚障害者が円滑に操作可能な構造	
	10	籠内に停止予定階及び籠の現在位置を表示する装置の設置	
	11	到着する階、籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置の設置	
	12	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
	13	籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	
	14	その他、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造（※9）	
	15	戸数100戸以上の場合は、籠内に防犯カメラの設置	
	16	籠内には、吹鳴機能を持つ警報装置等の設置	
	17	籠及び昇降路の戸には、籠内が確認できるガラス窓の設置	16
	18	各階出入口の乗り場ボタンの前に点状ブロック等（※4）の設置	
特殊な構造又は使用形態の昇降機	1	特定経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は次に掲げるもの	
	①	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	
	②	籠の幅 70cm以上 かつ 奥行き 120cm以上	
敷地内の通路（屋外）	③	車椅子使用者が籠内で方向転換の必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分に確保されていること	
	1	幅 135cm以上	17
	2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	
	3	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	4	傾斜路は次に掲げるもの	
	①	幅 135cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）	
	②	勾配は1/20を超えないこと	18
	③	両側に側壁又は立上に設置	
	④	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
	⑤	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
5	敷地内通路と道路端部との間には車椅子使用者等の通行に支障となる段差なし（5mm以下）		
6	□L型側溝⇒2cm以下に切り下げ □縁石等⇒2cm以下の段差		

3 移動等円滑化経路等に追加される整備基準

施設	設置	整備内容
・利用居室等 ・車椅子使用者用便房 ・車椅子使用者用駐車施設	□有 □無 □有 □無 □有 □無	左記施設が設置されている場合、下記の経路について第2面2特定経路等に追加させる整備基準及び別表1のうち移動等円滑化経路等に係る整備基準が適用されます。

【移動等円滑化経路】①道等から利用居室等 ②利用居室等（利用居室がない場合は、道等）から車椅子使用者用便房
③車椅子使用者用駐車施設から利用居室（利用居室がない場合は、道等）

整備項目	適合	整備内容	緩和措置
		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの（移動等円滑化経路等に追加される基準）⇒読み替えあり(※10) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は視覚障害者が利用するもの	
移動等円滑化経路等	1	移動等円滑化経路等上には、階段又は段を設けない ⇒傾斜路、EVその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない	
出入口	1	幅（開放時有効）85cm以上（直接地上に通ずる出入口・EVの籠・昇降機の出入口を除く）	
	2	直接地上に通ずる出入口の幅（開放時有効）100cm以上	
	3	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	1	幅 140cm以上	
	2	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	3	(視) 階段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※4)を敷設	19
階段に代わり又はこれに併設する傾斜路(屋内)	1	幅 140cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	
	2	勾配 1/12以下	
	3	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
	4	手すりの設置	
	5	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
	6	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
エレベーター及びその乗降ロビー	1	利用居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること	
	2	籠・昇降路の出入口の幅（開放時有効） □床面積5,000㎡以下80cm以上 □床面積5,000㎡超90cm以上	
	3	籠の奥行き 135cm以上	
	4	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
	5	籠及び乗降ロビーに車椅子使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置（1m程度）	
	6	籠内に、停止する予定の階、籠の現在位置を表示する装置の設置	
	7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
	8	籠内には、吹鳴機能を持つ警報装置等の設置	
	9	籠及び昇降路の戸には、籠内が確認できるガラス窓の設置	16
	10	(視) 籠内に、到着する階、籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	20
	11	(視) 籠・乗降ロビーの制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置等）は、点字等(※7)視覚障害者が円滑に操作可能な構造	20
	12	(視) 籠又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	20
特殊な構造又は使用形態の昇降機	1	エレベーターにあつては次に掲げるもの	
	①	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	
	②	籠の幅 70cm以上 かつ 奥行き 120cm以上	
	③	車椅子使用者が籠内で方向転換の必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること	
	2	エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	
敷地内の通路(屋外)	1	幅 140cm以上	
	2	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	3	傾斜路は次に掲げるもの	
	①	幅 140cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	
	②	勾配 1/20以下	
	③	手すりの設置	
	④	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
	⑤	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
	4	敷地内通路と道路端部との間には車椅子使用者等の通行の支障となる段差なし（5mm以下）	
	5	□L型側溝⇒2cm以下に切り下げ □縁石等⇒2cm以下の段差	

《注意》

- 1 整備内容欄のうち※は、【備考】を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、【緩和措置】を参照してください。
- 2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、適合欄に○を記入してください。

【備考】

- ※1 多数の者が利用する便所を設ける場合
- ※2 多数の者が利用する浴室等を設ける場合
- ※3 多数の者が利用する駐車場を設ける場合
- ※4 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※5 ①腰掛便座、手すり等を適切に配置、②車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保、③一般用の便所に近接し、分かりやすい位置に設置、④出入口に車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示した便房
- ※6 高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの（JIS Z8210に適合するもの）
- ※7 ①文字等の浮き彫り、②音による案内、③点字及び①又は②類するもの
- ※8 ①踊場を含め、両側に手すりの設置、②踏面の端部とその周辺との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能、③段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造、④段の上下端に近接する通路部分及び段の上下端に近接する踊場（250cm以下の直進のものを除く）部分に点状ブロック等を敷設、⑤回り階段でないこと（空間確保が困難な場合を除く）、⑥けあげ18cm以下、踏面26cm以上とし、それぞれ一定とする、⑦幅120cm以上（手すりの幅は10cmを限度としないものとみなす）
- ※9 (社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車椅子兼用エレベーターに関する標準」「JIAS-515E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮
- ※10 読み替え規定により、多数の者が利用する建築物について「多数の者が利用する（移動等円滑化経路等を含む）」となる
- ※11 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

【緩和措置】

- 1 踊場が直進の250cm以下の場合には適用外
- 2 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
- 3 主として高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路等を構成するエレベーター及び乗降ロビー（本様式「エレベーター及びその昇降ロビー」の項目1～7及び10～12（別表第1の6の項〔1〕～〔8〕）に適合するもの）を併設の場合は適用外
- 4 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障をきたす場合⇒仕上げの色を変える等の代替措置により段を識別しやすくする
- 5 移動等円滑化措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合を除く
- 6 当該建築物を管理する者等が常駐する案内所から出入口が容易に視認可能で、かつ、道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
- 7 進行方向を変更する必要がない風除室内
- 8 勾配1/20以下の傾斜、高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜、段若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等
- 9 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、次に掲げる傾斜路を設けている場合
 - ①手すりの設置、②前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に認識可能、③幅は、段に代わるものは140cm以上、段に併設するものは90cm以上、④勾配1/20以下、⑤高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置、⑥両側に側壁又は立ち上がりの設置、⑦傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる150cm以上の平坦な部分の設置
- 10 道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合の当該歩道状空地は適用外
- 11 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、次に掲げる傾斜路を設けている場合
 - ①手すりの設置、②前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に認識可能、③傾斜の上端に近接する通路及び踊場に点状ブロック等を敷設（勾配1/20未満の傾斜、高さ16cmを超えない傾斜、直進で長さ250cm以下の踊場を除く）、④幅は、段に代わるものは140cm以上、段に併設するものは90cm以上、⑤勾配1/12以下、⑥高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置、⑦両側に側壁又は立ち上がりの設置、⑧傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる150cm以上の平坦な部分の設置
- 12 構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができる
- 13 構想上やむを得ない場合は、85cm以上とすることができる
- 14 構造上やむを得ない場合は、120cm以上とすることができる
- 15 車椅子で利用できる機種を採用する場合は適用外
- 16 乗降ロビー及び籠内に、籠内の映像を表示する装置等を設ける場合
- 17 敷地等の状況にやむを得ない場合は、120cm以上とすることができる
- 18 高さが16cm以下のものは1/8以下、75cm以下のもの又は敷地の状況によりやむを得ない場合は1/12以下とすることができる
- 19 ①自動車駐車施設内、②点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障をきたす場合
- 20 自動車駐車施設内に設けるもの

住所等変更届

年 月 日

（宛先）大田区長

特定整備主 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
並びに代表者の氏名）

下記のとおり届出書記載の住所等に変更がありましたので届け出ます。

記

1	届出の根拠	大田区福祉のまちづくり整備要綱 ・ 東京都福祉のまちづくり条例	
2	受付年月日及び 受付番号	年 月 日付け 第 号	
3	所在地		
4	名称		
5	主要用途		
6	変更事項		
7	変更の内容 〔 〕	変更前	
		変更後	

承 継 届

年 月 日

（宛先）大田区長

特定整備主 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
並びに代表者の氏名）

下記のとおり届出者としての地位を承継しましたので届け出ます。

記

1	届出の根拠	大田区福祉のまちづくり整備要綱 ・ 東京都福祉のまちづくり条例	
2	受付年月日及び 受付番号	年 月 日付け 第 号	
3	承継前の 特定整備主	住所	
		氏名	
4	所在地		
5	名称		
6	主要用途		
7	承継する理由		

取 り 下 げ 届

年 月 日

（宛先）大田区長

特定整備主 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
並びに代表者の氏名）

下記のとおり取り下げます。

記

1	届出の根拠	大田区福祉のまちづくり整備要綱 ・ 東京都福祉のまちづくり条例	
2	受付年月日及び 受付番号	年 月 日付け 第 号	
3	特定建築物 若しくは 特定施設	所在地	
		名 称	
4	取り下げ の理由		

完了届

年 月 日

（宛先）

大田区長

届出者 住所

（特定整備主） 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

【対象施設の概要】

1 届出の根拠	大田区福祉のまちづくり整備要綱 ・ 東京都福祉のまちづくり条例	
2 工事計画届書の受付 番号及び受付年月日	第 号	年 月 日
3 所在地	（住居表示）大田区	
	（地 番）大田区	
4 名称		
5 主要用途		
6 工事種別	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 大規模修繕 ・ 大規模模様替え ・ 用途変更	
7 工事完了年月日	年 月 日	
8 代理者連絡先	会社名	担当者氏名
	電話番号	
	所在地及び名称	
9 工事施工者	会社名	担当者氏名
	電話番号	
	所在地及び名称	
10 整備基準適合証	請求する	請求しない （○で囲んでください。）
11 アクセシブル認定証*	請求する	請求しない （○で囲んでください。）
12 国際シンボルマーク*	請求する	請求しない （○で囲んでください。）

*は、大田区福祉のまちづくり整備要綱対象施設（共同住宅・床面積2,000㎡以上を除く）のみ対象

（注）大田区福祉のまちづくり整備要綱については対象施設整備項目表を、東京都福祉のまちづくり条例については特定都市施設整備項目表を添付すること。

【所属確認欄】記入不要です。

※検査日

年 月 日

※特記事項

※適合証

年 月 日

交付 不交付

※アクセシブル認定証

年 月 日

交付 不交付

※国際シンボルマーク

年 月 日

交付 不交付

整備基準適合証交付請求書

年 月 日

（宛先）

大田区長

届出者 住所

（特定整備主） 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名）

電話番号

大田区福祉のまちづくり整備要綱に基づき、整備基準適合証の交付を請求します。

1 所在地	（住居表示） 大田区	
	（地番） 大田区	
2 名称		
3 主要用途		
4 延べ面積		
5 構造・階数	造・地上 階、地下 階	
6 工事着手/工事完了	工事着手年月日	工事完了年月日
	年 月 日	年 月 日
7 連絡先	名称	
	所在地	
	担当者名	電話番号